



発行 東京都

目次

規則

○東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……（建設局公園緑地部公園課）…

告示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……（都市整備局市街地整備部再開発課）…

公告

○土地区画整理事業の換地処分……（都市整備局市街地整備部区画整理課）…

○開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

規則

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百八十五号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

殿ヶ谷戸庭園

を

殿ヶ谷戸庭園

に

旧芝離宮恩賜庭園

を

向島百花園

に

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千五百五十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき府中駅南口第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

府中駅南口第一地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十三年五月二十六日から平成三十年三月三十日まで

三 施行地区

府中市宮町一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

府中市寿町一丁目五番地の一

平成二十三年五月二十六日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十年九月三十日まで延長する。
六 事業計画の変更の認可の年月日
平成二十七年十月二十八日

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

東京都市計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業について、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第一項の規定により換地処分があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年十月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

立川市砂川町八丁目二十番一 武蔵野市境二丁目二番二号
の一部 株式会社飯田産業

代表取締役 兼井 雅史

立川市高松町一丁目三百番一、立川市栄町六丁目一番地
泉町五百一番二、同番三、九 株式会社立飛ホールディング
百三十五番一、同番二十八及 グス
び同番三十の各一部 代表取締役 村山 正道

武蔵村山市三ツ藤三丁目三十 埼玉県所沢市大字久米千三

五番一から同番三まで

百九十七番地の七

首藤 朋子

日野市日野台二丁目四十番八

八王子市小宮町千百七十番地の一

株式会社東亜建設

代表取締役 武井 末秋

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 一箇月

三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001